

# R7片品村公共体育施設利用手続きについて

村内各体育施設利用については、それぞれ規則及び手続き等がありますのでご理解とご協力をいただき、有効に利用できますようよろしくお願い申し上げます。

## 申請方法について【新規団体は申請。登録実績があればなし】

### 1、村内団体（宿泊施設以外）の場合

①「片品村公共体育施設使用申請書」

②「片品村公共体育施設利用者登録用紙（村内団体用）」の2つを提出

※原則村民の方々に結成された団体のみですが、沼田市とは相互協定を締結しているため、沼田市の団体も村民と同様の扱いとなります。

### 2、村内団体（宿泊施設）の場合

①「片品村公共体育施設使用申請書」

②「片品村公共体育施設利用者登録用紙（宿泊施設用）」の2つを提出

※ただし、令和5年度以降の登録については、**片品村民宿旅館組合連合会に加入している団体（宿泊施設等）は事務局がまとめて登録しますので、①②を提出していただく必要がありません。**

※片品村民宿旅館組合連合会に加入していない団体は①②を提出してください。

## 予約について

1、下記のとおり「公共体育施設調整会議」を実施します。村行事・学校行事・地区行事等教育委員会事務局で認める事業についてはこの調整会議前に予約可能ですが、通常の予約はこの調整会議にて使用する施設について決定します。

対象施設は東小川体育館・トレーニングハウス・片品村弓道場・小中学校体育館／校庭／テニスコート・武尊根体育館・土出人工芝グラウンドの10施設（新）です。

※原則毎月25日に調整会議を実施しますが、まとめて実施する場合もございますので、詳細については下記の表をご確認ください。

| 月分         | 実施予定日     | 月分        | 実施予定日      |
|------------|-----------|-----------|------------|
| 4月夜・5月昼    | 令和7年3月24日 | 10月夜・11月昼 | 令和7年9月25日  |
| 5月夜・6月昼    | 令和7年4月25日 | 11月夜・12月昼 | 令和7年10月24日 |
| 7・8・9・10月昼 | 令和7年5月9日  | 12月夜      | 令和7年11月25日 |
| 6月夜        | 令和7年5月26日 | 1月昼・夜     | 令和7年12月25日 |
| 7月夜        | 令和7年6月25日 | 2月昼夜・3月昼  | 令和8年1月26日  |
| 8月夜        | 令和7年7月25日 | 3月夜・4月昼   | 令和8年2月25日  |
| 9月夜        | 令和7年8月25日 | 4月夜・5月昼   | 令和8年3月25日  |

2、この調整会議後、予約が入っていない施設については、随時電話予約を受付いたします。調整会議に参加できなかった場合や、使用希望がある場合には、片品村教育委員会事務局(0278-58-2144)までお電話をお願いします。

※土出体育館(第6区)・花咲グラウンド(第3区)を使用希望の場合は、各管理区へお問い合わせください。また今年度から土出グラウンドは東小川体育館方式(事前に繁忙期である7・8・9月分は管理区である第6区に調整してもらい、それを踏まえてこちらの調整会議を行う)で行いたいと考えております。

### 使用優先順位

#### 学校体育施設

|    |         |
|----|---------|
| 第1 | 村内小中学校  |
| 第2 | 村・教育委員会 |
| 第3 | 体育協会・区  |
| 第4 | 村内登録団体  |
| 第5 | 村外団体    |

#### 社会体育施設

|    |         |
|----|---------|
| 第1 | 村・教育委員会 |
| 第2 | 体育協会・区  |
| 第3 | 村内登録団体  |
| 第4 | 村外団体    |

※ただし、東小川体育館・片品村土出人工芝グラウンドの7・8・9月昼間分に限り第4区・第6区が第1優先です。

3、村内団体(宿泊施設以外)は原則使用料が無料ですが、村外団体(宿泊施設)が使用する場合は使用料が発生します。使用料は次ページ以降の表のとおりですので、**7月～10月分については、調整会議後の3日後～5日後の17:00までに必ずお支払いください。**

※期日までにお支払いいただけない場合はキャンセル扱いとさせていただきます、台帳から削除させていただきますのでご了承ください。

※7月～10月以外の期間については、使用する1週間前までにお支払いください。ただし、予約がギリギリだった場合は相談に応じます。

※調整会議や予約、支払い等についてのルールの詳細については資料の最後に記載していますので、必ずご確認ください。  
⇒確認していなかった、知らなかった等は一切対応できかねますので必ずご確認くださいようお願いいたします。

## 施設利用の日時について

| 時間 | 開始時間  | 終了時間  |
|----|-------|-------|
| 午前 | 8:00  | 12:00 |
| 午後 | 13:00 | 17:00 |
| 1日 | 8:00  | 17:00 |
| 夜間 | 18:00 | 22:00 |

※1日使用の場合は午前+午後の料金をいただきます。

※終了時間は確実に守っていただき、整理整頓清掃等を済ませ施設外に出ていただくようお願いいたします。

### ●学校体育施設使用料金●

| 施設名/時間           | 午前(8:00~12:00) | 午後(13:00~17:00) | 夜間(18:00~22:00) |
|------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 片中校庭             | 8,000円         | 8,000円          | 10,000円         |
| テニスコート<br>(片中1面) | 5,000円         | 5,000円          | 7,000円          |
| 片中体育館            | 8,000円         | 8,000円          | 10,000円         |
| 片中格技場            | 5,000円         | 5,000円          | 7,000円          |
| 片中卓球場            | 5,000円         | 5,000円          | 7,000円          |
| 片小校庭             | 8,000円         | 8,000円          | 10,000円         |
| 片小体育館            | 8,000円         | 8,000円          | 10,000円         |

### ●社会体育施設使用料金●

| 施設名/時間             | 午前(8:00~12:00) | 午後(13:00~17:00) | 夜間(18:00~22:00) |
|--------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 片品村弓道場             | 5,000円         | 5,000円          | 7,000円          |
| 東小川体育館<br>(第1アリーナ) | 10,000円        | 10,000円         | 12,000円         |
| 東小川体育館<br>(第2アリーナ) | 5,000円         | 5,000円          | 7,000円          |
| 土出人エ芝グラウンド         | 10,000円        | 10,000円         | 12,000円         |
| 土出体育館              | 7,000円         | 7,000円          | 9,000円          |
| 花咲グラウンド            | 5,000円         | 5,000円          | 7,000円          |
| 武尊根体育館             | 8,000円         | 8,000円          | 10,000円         |

#### 使用料の納入についての注意事項

※自然災害発生に伴うキャンセルの場合は返金に応じます。

なお土出体育館・花咲グラウンドの使用料については各区に納入してください。

## 施設の使用方法について

### 片品小学校校庭・片品中学校校庭

片品村役場（土・日・祝日及び夜間は宿直室、昼間は教育委員会事務局）で日誌に記入し、夜間使用する場合は照明の鍵を借用して使用する。

※日誌は必ず記入し使用後は直ちに鍵を返却すること。

### 片品小中学校体育館（卓球場・格技場含む）・東小川体育館・武尊根体育館

片品村役場（土・日・祝日及び夜間は宿直室、昼間は教育委員会事務局）で日誌に記入し、玄関の鍵を借用して使用する。

※日誌は必ず記入し使用後は直ちに鍵を返却すること。

※武尊根体育館は消防法の関係上、窓の格子を取り外している部分があります。ロールカーテンで保護してありますが、ボール等をぶつけないようご注意ください。また操作しないよう使用団体へ呼びかけてください。

### 片中テニスコート

片品村役場（土・日・祝日及び夜間は宿直室、昼間は教育委員会事務局）で日誌に記入し、夜間使用する場合は照明の鍵を借用して使用する。

※日誌は必ず記入し使用後は直ちに鍵を返却すること。

### トレーニングハウス

片品村役場（土・日・祝日及び夜間は宿直室、昼間は教育委員会）で鍵を借用して使用する。現場にある日誌は必ず記入し、使用後は直ちに鍵を返却すること。

（旅館・民宿等使用できません）

### 村民弓道場

片品村役場（土・日・祝日及び夜間は宿直室、昼間は教育委員会）で鍵を借用して使用する。弓道場にある日誌は必ず記入し、使用後は直ちに鍵を返却すること。

※電気の消し忘れには特に注意すること。

### 片品村土出人エ芝グラウンド

片品村役場（土・日・祝日及び夜間は宿直室、昼間は教育委員会）で公衆トイレ及びナイターの鍵を借用して使用する。宿直室にある日誌に記入し使用後は直ちに鍵を返却すること。

## 公共体育施設に使用に関する厳守事項

◎必ず予約をしてから施設を使用すること。

◎施設内は全面禁煙とし、ゴミ等は必ず持ち帰ること。特に学校施設では、施設だけではなくそのまわりの清掃にも気を配ること。

※特に大学生等大人の団体が学校施設を利用する場合には、『施設内禁煙』について特段のご配慮をお願いいたします。最後に予約者が責任をもって、施設内の見回り及び確認をお願いいたします。

◎施設（ガラス等）を破損した場合、必ず連絡すること。またその場合、可能な限り応急処理を行っておくこと。

◎グラウンドでの金属スパイクの使用を禁止（片中校庭を除く）。

◎ラグビー競技でのグラウンド使用は禁止。

◎東小川体育館以外でのフットサル競技は禁止。

◎使用後は清掃・整備等（使用場所・トイレ）を必ず行うこと。

◎施設から出る際には必ず電気・トイレ・水道等を確認すること。

◎時間を厳守すること（必ず開始時間・終了時間を守る）

◎学校施設でのボール・用具等は勝手に使用しないこと。

◎体育館等屋内施設を使用する場合は、必ず上履きを着用すること。

◎その他管理者の指示に従うこと。

※上記事項を遵守してご使用ください。守れないケースが多い場合は施設利用を禁止させていただく場合もございますので、ご了承ください。

## 片品村民宿旅館組合連合会要望書への回答について

### 要望内容

使用するかしないか分からないまま予約している宿泊施設があるため、事前の予約交換やキャンセル・支払期日の設定等も含めて、不正が極力行われないように対応していただきたいというもの。

### 令和6年度について

現在は789月分の調整会議については5月上旬頃に実施している（以前の組合の要望によるもの）。その調整会議後、2週間以内に支払ってください、支払わなければ自動的にキャンセルになりますということにしています。789月分のキャンセルになった日程については、早い者勝ちで予約してもらい、3営業日以内に代金を支払っていただくということにしています。また、予約した宿同士がお互い了解していれば、事前交換も必ずしも×ということにはしていません。

### 上記現状の弊害

●調整会議後2週間もあると「とりあえずたくさん仲間を集めて予約しておいて後で予約したところを調整しよう」ということが可能になります。これだと単独で調整会議に来た方にとっては、20対1とかの抽選勝負となり、人数が多ければ多いほど有利であるため、単独のお宿さんが予約できる確率が非常に低くなります。

また事前交換も厳しく×としていないため、仲間内で調整し放題となり、単独のお宿さんの入る隙が全くなくなってしまいます。

令和6年度は実際に「委任状」を持って来た方もいたり、その宿の方ではない方が来たりして予約をしていた例も見受けられました（他の宿はその宿の方が来ているのに委任状を認めたら何でもOKになってしまうため、令和7年度からは厳格に禁止します）。⇒グループを作ったりするのは止められませんが、上記だとあまりにも公平性が欠けるということで、今回の民宿旅館組合連合会からの要望だと考えられます。

### 片品村教育委員会事務局としての対応方法【令和7年度～】

①789月分の調整会議は予定通り5月上旬に実施するが、予約日から3日後～5日後の17:00までに支払ってもらう。それまでに支払いのなかった宿は自動的にキャンセルとしたい。

※調整会議後2日間は納付書・領収書の作成期間としたい。

②789月分の調整会議で予約した宿(本人もしくは宿の方)に必ず支払ってもらう。予約～支払完了まで交換は一切認めない。他の宿が支払いに来ても対応いたしません⇒事前交換・調整の禁止。

⇒調整会議で本当に使用したくて予約したのであれば、その宿の方が支払いに来てもらうことが筋であるため。もし万が一その宿の方が病気・冠婚葬祭等でどうしても期間内に来られない場合は、事前にご連絡をいただければ支払日については調整させていただきます。

③789月分の調整会議には、必ずその団体(宿泊施設)の方に来ていただく。

委任状や代理は一切認めませんのでご注意ください。

⇒他の宿も日程を調整してその宿の方が来ているのに、来られないから委任状や代理ということでは他の宿にも示しがつかないため。

⇒実際に代理や委任状に気がついた方から「あれはダメだよね」というご意見も多く伺ったため。

④789月分の調整会議から5日後以降の自動キャンセル分は早い者勝ちとさせていただきたい。その自動キャンセル分の予約についても「予約をした日を含む3営業日以内に代金を支払ってもらうこと」としたい。それ以降も789月分は予約した日を含む3営業日以内に支払ってもらわなければ自動キャンセルといたします。

⑤グラウンドの予約については、雨だと使用できないケースもあるため、事後支払いを可とする⇒一度預かって入金してしまうと、返金対応が非常に困難であるため、グラウンドのみ事後精算を認めることにしたいと思います。

上記①～④を実施することにより、現在よりも全体的に公平性が高めることができるのではないかと考えられます。

教育委員会事務局から片品村民宿旅館組合連合会へのお願い

教育委員会事務局としても不正等が行われないう、上記のとおり対応させていただきますが、片品村民宿旅館組合連合会としても、各地区の組合や組合員の方に上記内容を周知徹底及び不正が発見された場合は厳しく指導していただき、お互いで連携して不正等を極力減らせるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

片品村教育委員会事務局